

深川市複合施設整備検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 深川市立地適正化計画に基づく複合施設（以下「複合施設」という。）の整備に関し、広く市民からの意見を聴くため、深川市複合施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果について市長に意見を述べるができるものとする。

(1) 複合施設の整備に向けた基本的な内容の検討に関すること

(2) その他複合施設の整備に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項が終了したときまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道部都市建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和4年3月14日から施行する。

2 この訓令による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。